

# 年金 だより

## 来月から 国民年金保険料が変わります

4月から、国民年金の保険料が月額12,300円（付加保険料を含む）に引き上げられます。この変更は、加入者のみなさんが納める保険料と国の負担金でまかなわれる安定した生活が送れるようにすることを目的とした社会保障制度の一つです。

年金の財源は、加入者のみなさんが納める保険料と国の負担金でまかなわれており、働く若い世代が今のお年寄りの年金を支えていく助け合いの仕組みになっています。

現在の保険料は、年金額からみてかなり低めの額になっていますが、これは保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮して、急激な負担にならないよう、段階的に引き上げられているのです。

納める側としては、毎年保険料が上がり、また納付期間も長いため大変かと思いますが、制度の趣旨を十分ご理解いただき、自分自身のためでもありますので、もれなく納付くださるようお願いいたします。

4月から、国民年金の保険料が月額12,300円（付加保険料を含む）に引き上げられます。この変更は、加入者のみなさんが納める保険料と国の負担金でまかなわれる安定した生活が送れるようにすることを目的とした社会保障制度の一つです。

年金の財源は、加入者のみなさんが納める保険料と国の負担金でまかなわれており、働く若い世代が今のお年寄りの年金を支えていく助け合いの仕組みになっています。

現在の保険料は、年金額からみてかなり低めの額になっていますが、これは保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮して、急激な負担にならないよう、段階的に引き上げられているのです。

納める側としては、毎年保険料が上がり、また納付期間も長いため大変かと思



### 保険料は便利な 口座振替で

個人的に国民年金の保険料を納めている方は、町で発行する納付書で、毎月金融機関（郵便局は除く）へ出向いて納めるようになっています。

気をつけているようでも、うつかり納め忘れてしまったりしてこれがたび重なると保険料も

多額になつて滞納に結びついてしまうこともあります。そして、いざ年金が必要となつたときに受給できないということにもなりかねません。

口座振替にしてはいかがでしょうか。毎月納めに行く手数がはぶけて納め忘れもなく安心です。手続きは、町から送付された納付書、預金通帳、通帳印を持ちのうえ、役場年金係か預金口座のある金融機関へお申込ください。



### 保険料の前納

平成8年4月から、1年分の前納のほかに半年ごとの前納もできるようになりました。（1年分と4月から9月までの半年分は4月30日まで・10月から3月までの半年分は10月31日まで）毎月納めに行く手間もなくなり、更に割引もされます。（下表参照）

※国民年金に関して不明な点は、年金係（内線247）へお問い合わせください。

### 保険料納付額

(平成8年4月～)

区分	定額保険料	割引額	付加込み保険料	割引額
1か月	12,300円	—	12,700円	—
6か月前納	72,980円	820円	75,350円	850円
1年前納	144,040円	3,560円	148,720円	3,680円

\*付加保険料は、より高い年金を受けたい方が1か月400円の保険料を希望して納めているものです。

### 保険料を納めるのが 困難な方は 保険料の免除手続きを

③学生であり親元に扶養されている方で親元の収入が一定基準以下の方。このような方は、保険料の免除制度がありますので、印鑑を持参のうえ5月末日までに役場年金係で手続きをしてください。

なお、免除を受けた期間の年金額は、納めた場合の3分の1になつてしまいますが、生活に余裕ができるたら追納をお奨めします。（10年前までさかのぼつて納付できます）

来月から保険料が引き上げられますが、次のような理由で保険料の納付が困難な方もいることと思います。

- ①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に納付が困難な方。
- ②保険料の納付が困難な特別な理由のある方。